



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1465 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1466 " ( " )
- 1467 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 1468 生活保護法による指定医療機関の変更 ( " )
- 1469 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 1470 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 1471 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 1472 保安林予定森林 ( " )
- 1473 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 1474 " ( " )

### ○ 公告

- 争議行為を行う旨の通知 (労働企画課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1465号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年12月4日まで縦覧に供する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年10月4日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ささえあい橋本
- 3 代表者の氏名  
尾崎千鶴子
- 4 主たる事務所の所在地  
橋本市東家4丁目69番4号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、乳幼児から高齢者全般に対して、保健、医療及び福祉の増進に関する事業を行い、人権と福祉の街づくりに寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1466号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年12月7日まで縦覧に供する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年10月7日
- 2 名称  
特定非営利活動法人WOMAN'S SUPPORT
- 3 代表者の氏名  
東浦千恵
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県海南市南赤坂11番地和歌山リサーチラボ412B
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、女性に対して、雇用機会拡充、能力開発、育児支援に関する事業を行い、男女が尊重しあえる社会、子供たちの明るい未来作りに幅広く寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1467号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
那医 199-17	上岩出内科・脳神経外科	那賀郡岩出町野上野 66-1	平成 17.11.1
日薬 14-17	南部川薬局	日高郡みなべ町徳蔵 155-4	平成 17.11.1
田医 144-17	まちだ内科クリニック	田辺市下三栖1257-4	平成 17.11.1

和歌山県告示第1468号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	変更事項(名称)		所在地	変更年月日
	旧	新		
田医86-1	医療法人池畑耳鼻咽喉科医院	医療法人池畑医院	田辺市湊736番地の3	平成17.7.13

和歌山県告示第1469号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年10月29日から平成17年12月27日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証

書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年10月27日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 イチマス商事
- 2 氏名 武田美喜枝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1187番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01362号
- 5 登録年月日 平成15年6月25日

和歌山県告示第1470号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他生産業者の氏名又は規格は名称及び住所	有効期限
和歌山県第778号	混合有機質肥料	スーパーグリーンEM	窒素全量2.5 りん酸全量6.5	公定規格のとおり 長瀬隆治 和歌山県日高郡みなべ町清川239	平成20.10.16
和歌山県第779号	副産植物質肥料	副産植物質肥料432号	窒素全量4.0 りん酸全量3.0 加里全量2.0	該当なし 清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成20.10.31

和歌山県告示第1471号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町武住字鳥木720・721・727・728・729の1・732・733・735(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、711から716まで、718、719、722から726まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び

関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1472号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字天満字後呂地1556
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

---

**和歌山県告示第1473号**

平成16年和歌山県告示第1053号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち那賀郡粉河町大字風市字川原477番地先から同町大字杉原字下嶋181番3地先までの延長758.00メートルについては、平成17年11月11日から供用を開始する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

---

**和歌山県告示第1474号**

平成16年和歌山県告示第1053号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち那賀郡粉河町大字杉原字下嶋180番1地先から同町大字荒見字高塚638番地先までの延長1,119.27メートルについては、平成17年11月11日から供用を開始する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

---

**公 告**

---

**公 告**

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成17年10月28日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成17年11月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事件 年末一時金及び労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成17年11月11日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌浦病院、潮岬病院、和歌山県赤十字血液センター、和歌山生協病院、同中之島診療所、同芦原診療所、同河西診療所、同大宮診療所及び和歌山県民総合検診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。